

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年6月3日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	館静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

(注意事項)

監査対象機関名 鹿島都市開発株式会社	監査実施年月日 令和元年 12 月 27 日
○監査の結果 随意契約の方法による委託業務について、実施伺で自社の契約事務内規に定める予定価格の設定がなされず口頭契約を行い、対価の客観的な根拠を相手方の請求書のみとして経理事務が行われていたことは適切ではない。	
○措置状況 再発防止を図るため、契約事務内規を各部署に配布するとともに、全社員に対してその内容を熟知させるなど周知の徹底を図った。 契約事務に係る予定価格の設定、見積書の徴取及び契約書の作成に当たっては、担当課長がそのチェックを必ず行うなどの措置を講じることとした。	